

## 構造変動期の日朝関係と韓国—南北関係との因果性に注目しながら

Japan–DPRK relations during the structural change period and Korea’s response –Focusing on causality with the inter–Korean relationship

**Jungjin Park\***

Tsuda University

### **Abstract**

This paper aims to elucidate the historical significance and issues about DPRK-Japan relations in terms of the Korean Peninsula-Japan relations. The first issue is the ‘Treaty on Basic Relations between Japan and the Republic of Korea’, and DPRK-Japan relations during the Cold War. The Relations Order between the Korean Peninsula and Japan, of 1965 (“65 Order), was closely linked with inter-Korean relations. The second issue is a critical re-interpretation of previous studies on the Stockholm agreement. Previous studies have focused on analyzing the question “Why did North Korea and Japan agree to Stockholm?”, In other words, what was the intention of North Korea and Japan in Stockholm? This paper adds to raise the question of “How Did the Stockholm can be agreed?”, to critically review the analysis performed by the previous studies. Through the analysis of this question, this paper reveals that the relationship between North Korea and Japan is on the qualitative change. And, based on this analysis, this paper argue that the South Korean government should attempt more active engagement and deploy more comprehensive approach to improve the relationship between North Korea and Japan.

### **Keywords**

Japan–DPRK relations, Inter-Korean relationship, Stockholm agreement between Japan and North Korea, North Korea policy of South Korea, North Korea’s nuclear issue

---

\* Department of International & Culture Studies, Tsuda University 2-1-1, Tsuda-mach. Kodaira-shi, Tokyo, 187-8577, Japan E-mail) ympjj@tsuda.ac.jp

## 1. はじめに

日本と韓国において安保協力の中心議題は北朝鮮問題である。だが、韓国政府の対北朝鮮政策の推進過程において、日本は副次的な問題となってきた。その理由は多角的に述べられているが、各々の論理的な根拠には共通して「慎重さ」が窺える。対北朝鮮政策が日韓の密接な安全保障(軍事)協力を伴う場合、中国を刺激し、それが朝鮮半島のみならず東アジア地域の緊張をもたらす恐れがあるということである。「慎重さ」の程度には温度差があるが、日韓安保協力が対中関係において障害要因となりうるという懸念にはほぼ異論が見られない。こうした懸念は、とりわけ朴槿恵政権発足から2015年半ばまでの間、日韓関係が歴史問題で悪化している時に顕著に現れた。当時は南北関係の膠着も長期化している。ちょうど日韓関係の悪化がピークに達していた時点では、北朝鮮国内では36年ぶりの第7回朝鮮労働党大会が予告された。韓国政府の新しい対北朝鮮政策が望まれた時期であり、さらなる国際的な連携の強化が必要な局面であった。しかし、韓国の対北朝鮮政策の立案過程で日本という要因を積極的に活用しようとした痕跡は見当たらない。

こうした現象は、韓国の対北朝鮮政策において欠かせない国際的な連携を計る際に、事実上日本に対する戦略的な考慮が伴っていないということ物語る。その一方で、いわゆる「北朝鮮脅威」が歴史問題をめぐる日韓葛藤を「縫合」するきっかけとなっている。日韓の国内における反対世論の沸騰にもかかわらず、2015年12月に慰安婦合意が成され、翌年1月から日韓の安保協力が本格的に稼働し始めた。そこには、日韓国交正常化50周年ということによる歴史的反目の劇的な克服ではなく、北朝鮮の第4次核実験という新しい情勢が働いた。日韓安保協力の現実化は、韓国の日本に対する戦略的なアプローチの結果というより、北朝

鮮が演出した朝鮮半島の危機の産物であったといえる。脅威が可視化されてから始まる安保協力は予防的な機能を持たない。これは現在の日韓安保協力の「受動性」を意味する。

韓国の安全保障政策、特に対北朝鮮政策における日本との協力への「慎重さ」とその実践における「受動性」は、直ちに北朝鮮と日本の関係変化に対する「鈍感さ」へと繋がる。それは韓国地了解と米国との事前議論なしに日本が北朝鮮との関係を急速に進展させることは出来ないという情勢判断として現れる。この判断は確かに経験的な事実に基づいている。ただし、それが不動の事実として固定化されると日朝関係の変化は自ずと観察の対象から遠ざかっていく。本稿は、それに対する問題提起として、現在の日朝関係が構造の変動期に入りつつあるということ を明らかにし、それに対して韓国政府が取るべき政策的な含意を導くこととする。1) そのために、「朝鮮半島と日本の関係」という観点から、日朝関係の基本秩序の形成と再編が行われた歴史的経緯をまとめ、それが現在どのように変容してきたのかを分析する。そして日朝関係の変化に対する韓国の対北朝鮮政策における課題を浮き彫りにする。ここでは議論の焦点として、南北関係と日朝関係の間における因果関係の変化に注目する。

---

1) 本稿は以下の拙稿を改めて修正・加筆・再構成したものであり、したがって一部内容に重複があるということを予め述べておく。朴正鎮 (2016). 日朝ストックホルム合意再論：韓国の対北朝鮮政策への含意, *日本空間* 19, 同 (2015). 日本の拉北被害者といわゆる拉致問題, 北朝鮮人権研究センター, (2015). 北朝鮮人権政策研究 4, 北朝鮮による拉致および強制失踪, *統一研究院*, 同 (2015). 日朝国交正常化と65年秩序, *歴史批評* 111.

## II. 日朝と南北：関係秩序の形成と再編

「朝鮮半島と日本の関係」という観点から見ると、日朝関係の開始とその展開は日韓関係とコインの両面を成していることがわかる。日韓会談は朝鮮戦争の最中にスタートし、その際日朝両国は事実上敵対関係に置かれた。朝鮮戦争の終戦後、日韓会談は1953年10月第三回まで続いたが、同月21日に発せられた「久保田妄言」を期に日韓会談はしばらく空白期に入る。その間日朝関係が積極的に繰り広げられた。その始まりは1955年3月に北朝鮮の南日外相が発表した日本との国交正常化を呼びかける声明であった（以下、南日声明）。<sup>2)</sup>南日声明後、北朝鮮は対日人民外交を駆使しながら日韓会談の再開を牽制していた。人民外交とは、国交樹立前の非社会主義国家を相手にした非政治的な接触や交流の積み重ねが、国家間の公式外交関係へと波及効果をもたらすという信念に基づいていたものである。北朝鮮が対日人民外交を推進するために1955年結成したのが在日本朝鮮人総連合会（以下、朝鮮総連）であり、当初は海外統一戦線組織としての性格とともに、準外交機関としての役割が与えられていた。<sup>3)</sup>

日朝関係と日韓関係のこうした競合関係は1965年韓国が日本と国交を正常化してから一段落した。現在の日韓関係は当時締結された日韓基本条約を通じて形成された基本秩序を原型としている。昨今、再浮上している日韓基本条約の欠陥をめぐる葛藤はその時冷戦の論理で封印された。これを持って日韓関係の「正常化」と呼ばれてきた。他方、現在に至る北朝鮮と日本の「非正常関係」もまたそこから始まった。日韓基本

2) 対日関係に関する朝鮮民主主義人民共和国外務相の声明（1955年2月25日）、*労働新聞* 1955年2月26日。

3) 朴正鎮（2012）*日朝冷戦構造の誕生 1945-65-封印された外交史*、平凡社、第二章。

条約の締結後、公式的に日本の対朝鮮半島政策において韓国が優先され、北朝鮮との国家対国家の関係は非公式を維持してきた。この点を前提とした韓国との国交正常化であったので、日本が北朝鮮にアプローチする際には必ず韓国からの抵抗や反対がともなった。北朝鮮と日本の間における韓国のプレゼンスは韓国と日本の間において北朝鮮が持つそれとは本質的に異なるものである。日韓関係で北朝鮮問題は安保協力の重要な議題ではあるが、それが日韓関係全般の葛藤と協力を左右する要因ではない。その反面、北朝鮮と日本との関係には韓国の存在が構造的に位置づけられていた。

具体的に日韓基本条約において日本の対北朝鮮への接近に対する韓国の抵抗および反対の根拠は、朝鮮半島における韓国の「唯一合法性」を明記している条約の第3条にある。日韓基本条約の条項が日韓関係のみならず日朝関係の行方も規定しているということになる。第3条において韓国政府の管轄権の範囲に対する日本の解釈が韓国のそれと異なるということはすでに知られている。<sup>4)</sup>韓国政府の立場は韓国の排他的な正当性に基づいた「One-Korea」の原則に立っている一方、日本政府は北朝鮮地域に別の「政治的オーソリティ」が存在しているということから、韓国政府の管轄権を南朝鮮地域に限定している。ただ、1965年以来、日本は北朝鮮との関係を改善するために韓国との関係を犠牲にすることはなかった。日本の対北朝鮮アプローチを可能にするためには韓国政府からの事前了解が必須である。それは第3条に対する韓国政府の解釈が日本側の立場を暗黙的に了解する方向で柔軟化したことを意味する。すなわち韓国が北朝鮮の実態を認めない限り日朝関係の進展は見込めないということである。日朝関係と南北関係の間における因果関係は

---

4) 日韓基本条約第3条をめぐる日韓両政府の解釈に対する詳細は、李元徳 (2010). 日韓基本条約と北朝鮮問題—唯一合法性条項とその現在の含意, 国民大学日本学研究所編, 外交文章の公開と日韓会談の最照明 2 —議題から見た日韓会談, ソンイン, 301-326.

そこから派生する。

南北関係の進展は、南北間の正当性をめぐる競争や「One-Korea」原則の後退をもたらし、それによって日韓基本条約の第三条に対する韓国の基本スタンスが緩和される。それが日本と北朝鮮の関係進展の空間を作り出すということにつながる。逆に南北関係が後退する場合、日朝関係も敵対の方向へと進むパターンをみせる。このように1965年日韓基本条約の締結を契機として朝鮮半島と日本の間形成された関係秩序（「65年秩序」）は東アジア冷戦秩序の各論であった。そしてポスト冷戦期の現在における日朝関係もまた「65年秩序」の連続でもある。「65年秩序」において日朝関係の現段階を表すバロメーターは日本国内における朝鮮総連の立ち位置である。北朝鮮からすると1965年の日韓国交正常化は、それまで精力的に推進してきた対日人民外交の失敗を意味する。そこで北朝鮮にとって日本は外交対象から「南朝鮮の解放」のための拠点となり、朝鮮総連はそれを遂行するための統一戦線組織としての性格を強めることとなる。5)言い換えると、朝鮮総連が外交機関としての性格を回復し始めると、「65年秩序」にも変化があるということの意味する。

Table 1. 北朝鮮の対日接近（乖離）と朝鮮総連の性格（変化）

対日接近 (交渉)	人民外交の対象、安全保障上の脅威を相殺、協力の成果としての経済交流と投資誘致、対米接近のための通路 → 外交機関としての朝鮮総連
対日乖離 (敵対)	対南統一戦線戦術の拠点、革命基地の構築および拡大、脅威の代償としての経済援助及び補償 → 統一戦線組織としての朝鮮総連

出典：朴正鎮「北朝鮮における安全保障」木宮正史編『シリーズ日本の安全保障—朝鮮半島と東アジア』岩波書店、2015年、134頁。

5) 朴正鎮、日朝冷戦構造の誕生 1945—65—封印された外交史、第四章。

日韓国交正常化の直後、北朝鮮の対外自主外交の登場(1966)が日朝関係の乖離と同時に行われたことも注目に値する。対外自主路線は北朝鮮外交政策の「総路線」である。北朝鮮対日接近が外交政策総論の変化のなかで行われていたことを物語る。その後「65年秩序」の再編と日朝関係の変化がデタントとポスト冷戦を背景にしたのもそのためである。1970年代前半、冷戦期における日朝間の接近が最も盛んに行われ、ポスト冷戦の1990年代前半、日朝国交正常化本会談が始まった。いずれもグローバルレベルの国際環境の変化のなか、北朝鮮が外交安保政策全般の見直しおよび再調整を計っていた時期である。日本国内で朝鮮総連が外交機関として本部建物や関連施設に固定資産税が免税されたのも、こうした変化が行われた時期であった(1972年)。一方、北朝鮮による初の日本人拉致犠牲者が出たのは、デタントが終わった1970年代中盤日朝接近が挫折した直後のことである。日本人が北朝鮮の拉致の対象になった経緯をみると、南北関係の悪化にともなった北朝鮮の対南革命路線の急進化がみられる。<sup>6)</sup>

特に、デタントとポスト冷戦の際に現れた「65年秩序」の変化が南北関係の進展の中で行われたという事実も確認される。南北共同声明(1972年)と南北基本合意書(1990年)がそれを象徴している。朴正熙大統領が北朝鮮に提案した南北国連同時加入と盧泰愚大統領の7.7宣言などで窺えるように、南北関係の進展は直ちに相互の実態と正当性の認定または許容をともなっていた。この過程では韓国と北朝鮮はともに事実上「Two-Korea」の原則に立脚している。こうした動きがあるからこそ、日本は対北朝鮮アプローチの時に韓国の反対から相対的に自由になれ、北朝鮮もまた柔軟な対日接近が可能だったのである。そして、南北関係の進展の如何は韓国政府の対北朝鮮政策の変化が大きく影響した。

---

6) 北朝鮮による日本人拉致問題の歴史的経緯については、朴正鎮「日本の拉北被害者といわゆる拉致問題」, 166-172.

日朝国交正常化本会談を含め、それまで日朝関係において韓国がその存在感を顕示した理由はそこにある。

### Ⅲ. 「平壤宣言」と日朝における関係秩序の変容

北朝鮮が日本と国交正常化交渉に臨んだのは、ポスト冷戦に対応した新しい対外政策の一環であり、米国との国交樹立を視野に入れたクロス承認への試みであった。そして日本との国交正常化交渉が決裂されてから北朝鮮が取った選択は核拡散防止条約（NPT）からの脱退宣言（1993年3月）であった。第1次北朝鮮核危機である。前記したように、北朝鮮の対日接近と乖離が外交政策の総論の変化という文脈にあったことが分かる。その後、第8回を最後に日朝国交正常化本会談は長期中断され、その間の日朝関係の進退は本会談における第3の議題であった「国際議題」すなわち北朝鮮核問題に左右される。それから、8年ぶりに再開した第9回—第11回の日朝国交正常化本会談は南北首脳会談による6.15宣言（2000年）によって後押しされていた。<sup>7)</sup>ポスト冷戦においてもしばらく南北関係と日朝関係の因果関係が維持されていたことになる。また当時は米朝枠組み合意からペリ・プロセスへ繋がる北朝鮮核問題の解決へのロード・マップが出されていたからでもある。日朝間の国際議題、すなわち北朝鮮核問題による制約の緩和が先行された条件であったといえる（表2）。「北朝鮮核問題の解決→日朝関係の進展」といった図式はポスト冷戦期に付け加えられたものである。

7) 日朝国交正常化本会談の展開に関して詳しくは、徐東晩「日韓基本条約と日朝国交正常化交渉の相関関係」張ダルチュン・伊豆見元共編『金正日体制の北朝鮮—政治・外交・経済・思想』亜研出版部、2004年、辛貞和『日本の対北政策 1945-1992』オルム、2004年を参照されたい。

Table 2. 日朝国交正常化本会談と北朝鮮核問題の展開

第1回—第8回日朝国交正常化本会談 (1991-1992)	北朝鮮核危機の浮上(1993) 米朝枠組み合意(1994) ペリレポートの採択(1999)
第9回—第11回日朝国交正常化本会談 (2000)	南北首脳会談と6・15宣言(2000) ブッシュ、北朝鮮を「悪の枢軸」に(2002)
第12回日朝国交正常化本会談(2002)	日朝「平壤宣言」(2002) 第1次北朝鮮核実験(2006.10)

出典：朴正鎮「日朝国交正常化と65年秩序」『歴史批評』通巻111号、2015年（韓国語）、117頁。

そもそも北朝鮮核問題は日朝両国間の政治的妥結で解決できるような議題ではない。にもかかわらず、日朝関係の進展のために北朝鮮核問題が先決されるべき条件であれば、日朝間の双務的な関係だけでは関係進展が不可能であるという論理になる。しかし2002年9月18日の金正日国防委員長と小泉純一郎首相の間で署名された「平壤宣言」とそれによって実現された第12回日朝国交正常化本会談に至る過程は従来のそれと全く異なるパターンをみせる。戦後最初となる日朝首脳会談を実現させるための非公式的接触は9.11同時多発テロ直後から始まり、「悪の枢軸」として北朝鮮による核危機が国際社会の注目を集めていた情勢のなかでも一貫して続いた。8)そしてブッシュ・ドクトリンの発表3日前に日朝両首脳は「平壤宣言」に調印した。北朝鮮核問題、すなわち国際議題による制約がより強まった条件であったのである。

こうしてみると、「平壤宣言」は北朝鮮核問題による日朝関係への国際的制約を日朝間の双務的な利害関係で突破しようとした両国のリーダーシップの政治的な決断であったと評価できる。これは米国の対北朝鮮政策から相対的に自律性を発揮しながら日朝関係が展開したという意味でもある。とりわけ「平壤宣言」で金正日委員長は「核問題の解決の

8) 田中均. (2009). 外交の力. 日本経済新聞出版社, 106-107.

ための国際規約の尊重」と「ミサイル発射実験の凍結（モラトリアム）時限の延長」を約束した（第4項）。<sup>9)</sup>日朝交渉の場で北朝鮮核やミサイル問題の解決策が模索されていたのである。この場で、米朝二国関係を乗り越えた多国間協力の構想が具体的に議論されたという点も特筆すべきところである。この構想は後に6カ国協議として現実化される。<sup>10)</sup>それまで日朝関係を左右してきた国際議題が「平壤宣言」を期に新しい段階にはいったともいえる。もちろんその後も日朝関係において北朝鮮核問題が持つ制約と米国の影響力は維持した。しかしながら北朝鮮核問題が日朝関係を左右するような一方的な関係ではなく、日朝関係が北朝鮮核問題の解決を促進するような相互的關係へと進化したといえることができる。

一方、「平壤宣言」に至る過程で、日本は韓国と緊密な協力を計った。だが、ここで注目すべきは「平壤宣言」が必ずしも南北関係の進展を前提条件としていなかったという点である。日本は韓国との協力体制を維持しながら北朝鮮にアプローチしたが、事前了解を求めていなかった。これは日朝国交正常化本会談の開始当時からすでに予見されたことである。本会談のきっかけとなった南北基本合意書で韓国は北朝鮮と南北関係を統一にむけた「特殊関係」として合意し、その延長で日本に対しては日朝国交正常化本会談の開始を容認しただけからといって韓国政府が日韓基本条約の第三条を公式的に再解釈したわけでもなければ、北朝鮮が「One-Korea」の原則を破棄したわけでもない。南北朝鮮が各々憲法を改正し、互いを国家として認めるか、統一が実現しないかぎり、それはリアリティを欠く。しかし韓国は南北基本合意書に合意し日朝国交正常化本会談に賛同したことは、事実上北朝鮮を国家に準ずる政治的実

9) 外務省. 日朝平壤宣言, ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\\_koi/n\\_korea\\_02/sengen.htm](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/n_korea_02/sengen.htm) 1, 最終閲覧日: 2018.2.9).

10) NHKスペシャル—日朝交渉 (2007年11月8日放送分).

態として認めたことであり、結果的に日本の対北朝鮮接近に対する日韓基本条約の第三条に基づいた牽制がもはや失効することになるということである。にもかかわらず「平壤宣言」において米国に比べて韓国がプレゼンスを示したのは対北朝鮮政策において日朝関係に対する関与を維持したからである。北朝鮮核問題の解決のため、日本という要因を積極的に活用した事例と言える。

だが、第12回日朝国交正常化本会談が始まるまでの約一ヶ月間「平壤宣言」の成果とその意義は一挙に後退する。「平壤宣言」で一括処理される対象であったその他の議題、すなわち拉致問題が前面に浮上したのである。引き続き2003年、北朝鮮はNPTから再び脱退し、第2次核危機が始まる。その後から2017年現在に至るまで、第13回日朝国交正常化本会談は開かれていない。その間の「日朝協議」の議題は拉致問題に一元化した。国交正常化に関する基本議題が議論されたのは「日朝関係正常化のための作業部会 (Working Group on the Normalization of Japan-DPRK Relations)」である。これは6カ国協議の成果である「九・一九宣言」の実行措置として取られた「二・一三合意」に基づいて設置されたものである。平壤宣言の後、日朝国交正常化問題は北朝鮮核問題の解決のための多国間協力の枠組みのなかで議論され、日朝二国間関係は拉致問題という単一議題で分離・展開されてきたのである。こうした展開は日朝関係に対する南北関係が持つ意味合い、なかでも韓国のプレゼンスをさらに弱体化させる構造的な条件となる。要するに、「65年秩序」に基づいた日朝関係は連続性を見せるが、その原型のまま現在に至っているわけではないということである。とりわけ南北関係との因果性においての変容が目立つ。

#### IV. ストックホルム合意以後の日朝関係と韓国

2014年5月、ストックホルムで行われた日朝局長級会談で北朝鮮による拉致被害者の追加調査と日本の経済制裁の一部解除が発表された（以下、ストックホルム合意）。<sup>11)</sup>引き続き安倍晋三総理の訪朝説がにわかに語られることとなる。ストックホルム合意は予期しなかった情勢の急変として言われた。その理由はまずストックホルム合意に至るまでの経緯にある。なにより日米韓の事前調整過程がほとんど確認されないからである。米国に対しても「協議」ではなく「通報」のレベルに留まっていた。当時北朝鮮核問題に対して米国が政策の調整を試みた形跡はなく、むしろ6カ国協議の休止状態は長期化する見込みさえあった。<sup>12)</sup>韓国の存在感はあっという間に希薄になった。慰安婦問題解決をめぐる日韓関係が悪化していた時期ではあったが、日本が北朝鮮問題を取り扱う際に韓国の立場を考慮しないということはそれまでの経験からすると容易く予想できることではない。

それに対する韓国側の分析は主に北朝鮮と日本が「なぜストックホルム合意に望んだのか」という問いに置かれていた。その結果ストックホルム合意に秘められた北朝鮮と日本の意図については共通の解釈が出された。<sup>13)</sup>北朝鮮は日本との関係改善を通じて経済難を脱し、日本は安倍

11) 外務省. ストックホルム合意, (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000040352.pdf>, 最終閲覧日: 2015.11.10.)

12) ストックホルム合意と米国との関係については、統一研究院『日朝ストックホルム合意と東北アジア情勢』第3次KNU統一フォーラム (2014.6.11.)、KNU 統一フォーラム、14-03、14-18.

13) ストックホルム合意に対する先行研究としては、李キワン、ストックホルム合意と日本の対北制裁解除お背景、*国際政治研究* 27(2)、秦チャンス, (2014). 日朝合意、どこまで進むか、*情勢と政策* 2014年10月、平井久. (2015). 安倍政府の対北政策：機会と停滞—試練に直面したストックホルム合意、*韓半島フォーカス*, 31、ストックホルム合意に關した従来の解釈に対する批判的な検討は朴正鎮、*日朝ストックホルム合意再論：韓国の対北朝鮮政策への含意*, 112-120.

内閣が支持率上昇を計るためである、ということである。日朝関係に変化があるときに慣例的に登場する解釈である。しかしストックホルム合意の「異例性」に着目するのであれば追加的な問題提起が必要である。北朝鮮と日本がストックホルム合意に何を意図したのかという問題に加え、合意を可能にさせた条件、すなわち「どのようにストックホルム合意が可能であったのか」という問いがそれである。この問いに答えるためには、これまで述べた日朝における関係秩序の変化を理解しなければならない。日朝関係に関する分析で一般的に指摘されてきた「北朝鮮核問題→日朝関係の進展」という図式はこれ以上説明を持たないことは前述した通りである。韓国政府が日朝関係に関わる空間が狭まっていくことも予見された現象である。ストックホルム合意で重要なことは南北関係と日朝関係の因果関係がまったく観察されなかったという点にある。

ストックホルム合意の内容も通常予想を超えていた。合意文の冒頭で日朝両国は植民地過去の清算と国交正常化実現への意思を明らかに示している。<sup>14)</sup>確かにこの文句自体は「平壤宣言」のそれを継承したものに過ぎない。「平壤宣言」以後、日本の歴代政権は施政方針演説などで必ずこうした立場を再確認していた。しかし、安倍首相は第1次内閣ではもちろん第2次内閣発足以来一貫してこの慣例を無視してきた。そして拉致問題の解決を最優先課題として取り上げながら、北朝鮮に対する独自の制裁と国際的圧力を主導しようとしてきた。そうした安倍内閣の日本に対して、北朝鮮は「平壤宣言」を持って拉致問題はすでに「決着された問題」と見なす一方で、植民地過去の精算を日本との関係で至急の懸案であると主張してきた。少なくともストックホルム合意の直前まで日朝間のこうした対立構図に変化はなく、拉致問題に対する安倍首相の強硬なスローガンにも修正の兆しも観測されなかった。そのため、そ

---

14) 外務省. 特別調査委員会に関する北朝鮮側からの説明概要, (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000044429.pdf>, 最終閲覧日: 2015.11.10.).

の間「拉致問題解決→日朝関係の進展」というのが常識とされてきた。今度のストックホルム合意でこの常識までもが覆されたのである。

Table 3. 「平壤宣言」後における「日朝協議」の類型と展開

日朝首脳会談	第1次：2002年9月 第2次：2004年5月
日朝ハイレベル協議	2004年2月
日朝政府間協議	第1次：2005年11月、12月 第2次：2012年11月 第3次：2014年9月、10月
日朝実務者協議	2008年6月、8月
日朝関係正常化のための作業部会	日朝包括並行協議：2006年 2月
	第1次：2007年3月 第2次：2007年9月

出典：外務省「日朝関係」 ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n\\_korea/abd/](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/)、最終閲覧日：2018.2.9) を参考に作成。

ストックホルム合意の事例から、日朝関係における拉致問題が持つ意味も動的な理解が求められる。「平壤宣言」を無力化したのは拉致問題である。その後日朝関係は本当に停滞してきたか。結果的に、拉致問題を議題として日朝両国は2回も首脳会談をした。それとともに、多様なレベルの公式会談、すなわち政府間会談、実務者会談、ハイレベル会談、包括並行会談などが繰り広げられた。ストックホルム合意に至る過程でも確認される水面下の非公式的接触を数えると、日本は北朝鮮が頻繁に接触した国の一つとなる(表3>)。ストックホルム合意の後には両国間のホットラインまで設置した。もちろん拉致問題は6カ国協議の進展と日朝関係を妨げる議題として働いた。しかし現時点からすると、拉致問題があるからこそ日朝両国は接触すべき理由が常に存在し、時間が経つにつれて議論の内容も拡大してきた。ストックホルム合意は、北

朝鮮核問題を媒介とした（6カ国協議など）多国間の枠組みにあった日朝関係が次第に日朝の二国関係が中心となり進行していることを表す事例である。韓国(政府)はこの点を見逃していたかもしれない。

## V. おわりに

日朝関係と北朝鮮核問題の相互関係、日朝関係において拉致問題が持つ意味の可変性、そして日朝関係における韓国のプレゼンス低下は一時的な変化ではない。北朝鮮核問題を軸として多国的関係の枠のなかで展開してきた日朝関係が次第に両国間の双務的な理由で進むようになり、日本と北朝鮮の独自の二国関係の空間が広がった。ここで「拉致問題」は日朝両国をアプローチさせる議題となり、互いに接触するなかで「拉致問題」以上の議題が議論されてきた。もちろん現在も北朝鮮核問題が浮上している。しかし新しい情勢は訪れるものである。日朝の二国関係における「65年秩序」はポスト冷戦と南北関係の変化を背景にすでに再編されてきた。その上に南北関係との因果性の弱化が加わり、日朝関係の構造はまさに変動の最中である。

ストックホルム合意はその延長線上にある。したがって、そこに秘められた日朝両国の「意図」と実行上の失敗を論評することのみならず、合意を可能にさせた構造的な「条件」を確認しその意味を考えなければならない。ストックホルム合意で確認された韓国のプレゼンス低下は日朝関係そのものが新しい段階に入っているという意味から再評価されるべきである。もちろん日朝関係はこれからも北朝鮮核問題と密接に連動しながら繰り広げるだろう。しかし韓国政府が主導した南北関係の進展を前提しなくても日朝関係が独自に展開する可能性はすでに広がっている。それが朝鮮半島と日本の関係の一面であれば、日韓関係と同様に日

朝間における関係秩序も構造変動を経ているという意味として理解するのは自然である。特に2018年2月、南北会談の再開で北朝鮮核問題が新しい局面に向かっている現在、受動的な安保協力の対象として見なされた日本の戦略的価値は再考しなければならない。

第一に、韓国政府は日本の対北朝鮮政策および日朝関係により積極的に関与(engagement)しなければならない時点に立っていることを自覚すべきである。ストックホルム合意の当時、南北関係は停滞し、日韓関係も悪化している状況だったので、韓国政府がそれに迅速に対応することは難しい条件であったということは確かである。しかし、当時の韓国政府の対応を総合してみると、日朝関係の構造変化の可能性を念頭においた戦略的な行動として評価しがたい。当面は「拉致問題」解決を目指した日朝政府間交渉に対して韓国政府は直ちに支持の立場を表明する一方、北朝鮮核問題に対する韓国のスタンスを反映させるための日米韓連携の復活および強化にイニシアティブを発揮すべきであった。また、「平壤宣言」の時に北朝鮮がミサイル発射モラトリアムを宣言したことを想起し、「拉致問題」がきっかけとなった日朝国交正常化交渉の再開が北朝鮮核問題解決にも効果的な契機に繋がりうるという発想も必要であった。そのためには米国を説得する外交的な積極性と日本と安全保障に関する安定的な協議体制が求められる。そこには従来の北朝鮮の脅威に対する共同対応に加え、日本の対北朝鮮政策に対する積極的な関与が伴わなければならない。

第二に、韓国政府が日本の対北朝鮮政策および日朝関係に対する積極的な関与を現実化させるためには、長期間稼働していない北朝鮮に対する包括的な(comprehensive)アプローチを復活させる必要がある。これまで対北朝鮮政策の推進に必要な外交環境として対米関係はもちろん対日関係や対中関係などが必ず取り上げられてきたが、単に羅列的に提示また実践された側面がある。例えば、北朝鮮問題に関連して米韓同盟を基

軸にしながら対中関係を拡大したのは重要な成果ではあるが、それとともに日韓関係を効果的に管理したとは言いがたい。ここでは日韓の歴史問題を、対北朝鮮政策をめぐる安保協力と連動させることは避けるべきであるということはいくら強調してもしすぎることはない。南北関係に対する韓国政府の主導性を維持しつつ、米韓、韓中、そして日韓関係に関する統合的な企画のなかで北朝鮮に対する多面的な国際連携を現実化させないと、日本の対北朝鮮政策に対する影響力の維持と日朝関係への効果的な介入は不可能な環境になっている。こうした包括的なアプローチの過程で行われる日韓の安保協力が対中牽制の意味を持たないようにコントロールしながら、その趣旨を中国側と共有する作業を同時進行させなければならない。

第三に、将来日朝国交正常化本会談の再会局面に備えた総合的かつ長期的政策プランを用意すべきである。これからも拉致問題を媒介しながら日朝関係は進退を繰り返し、中長期的に日朝間に国交が結ばれる段階で、拉致問題の解決は計られることになる。それを見据えて韓国政府は日米韓の連携に加え中国との協調の下で第13回国交正常化本会談の再会が訪れるような外交環境を構築し、その展開が南北関係の進展と好循環を成すように情勢を形成していく構想が求められる。そのためにも上記した日本の対北朝鮮政策に対する積極的関与と包括的アプローチという政策基調を維持する必要がある。日朝国交正常化本会談という局面は日韓関係だけでなく韓国の対北朝鮮政策の推進において決定的な国際的環境の変化をもたらすということから非常に重要な意味を持つ。もちろん日朝間の国交正常化より朝鮮半島の統一への動きが先行する可能性もありうる。その場合、未解決のままである北朝鮮地域における対日請求権問題に対する対策も早急に用意すべき改題となる。「朝鮮半島と日本の関係」という観点から、日朝国交正常化と朝鮮半島の統一問題を取り巻く多様なシミュレーションを熟考した、長期戦略が必要な時期であろう。

## References

- 徐東晩. (2004). 日韓基本条約と日朝国交正常化交渉の相関関係, 張ダル  
チュン・伊豆見元共編 *金正日体制の北朝鮮—政治・外交・経済・思想*  
亜研出版部.
- 秦チャンス. (2004). 日朝合意、どこまで進むか, *情勢と政策*.
- 辛貞和. (2004). *日本の対北政策 1945-1992*, オルム.
- 田中均. (2009). *外交の力*, 日本経済新聞出版社.
- 統一研究院. (2014). 日朝ストックホルム合意と東北アジア情勢, 第3次  
*KNU統一フォーラム*. KNU 統一フォーラム, 14(3).
- 平井久. (2015). 安倍政府の対北政策：機会と停滞—試練に直面したス  
トックホルム合意, *韓半島フォーカス*, 31.
- 朴正鎮. (2016). 日朝ストックホルム合意再論：韓国の対北朝鮮政策への  
含意, *日本空間* 19.
- 朴正鎮. (2015). 日朝国交正常化と65年秩序, *歴史批評*, 111.
- 朴正鎮. (2015). 日本の拉北被害者といわゆる拉致問題, 北朝鮮人権研究  
センター, *北朝鮮人権政策研究*, 4.
- 朴正鎮. (2012). *日朝冷戦構造の誕生 1945—65—封印された外交史*, 平  
凡社.
- 李キワン. ストックホルム合意と日本の対北制裁解除お背景, *国際政治研  
究* 27(2).
- 李元徳. (2010). 日韓基本条約と北朝鮮問題—唯一合法性条項とその現在  
的な含意, 国民大学日本学研究所編, *外交文章の公開と日韓会談の  
最照明2—議題から見た日韓会談* ソンイン.
- 外務省. (2018). 日朝平壤宣言, ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\\_koi/  
n\\_korea\\_02/sengen.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koin_korea_02/sengen.html)、最終閲覧日：2018.2.9). NHKスヘシャル  
—日朝交渉 (2007年11月8日放送分).
- 外務省. (2015). ストックホルム合意, (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/>

000040352.pdf、最終閲覧日：2015.11.10)  
外務省. (2015). 特別調査委員会に関する北朝鮮側からの説明概要,  
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000044429.pdf>、最終閲覧日：  
2015.11.10).

Manuscript received: Feb. 11, 2018; Review completed: Feb. 27, 2018; Accepted: Mar. 07, 2018